

監査の種類	平成30年度（2018年度）執行分定期監査
指摘件名	公印の管理及び監査結果の情報共有について
指摘内容	<p>「八王子市公平委員会公印規程」（以下「公印規程」という。）では、八王子市公平委員会事務局（以下「事務局」という。）において6種類の公印を保管していることが規定されている。</p> <p>そこで、公印の管理状況について調査したところ、平成31年（2019年）3月12日に、事務局において公印規程別表1（以下「別表1」という。）の1番、2番、4番及び5番に規定する公印を、また、令和元年（2019年）5月10日に総務部職員課において別表1の6番に規定する公印を確認した。しかし、別表1の3番に規定する公印（八王子市公平委員会事務局之印 一般公文書用）については、所在が確認できず、後日事務局が実施した調査の結果についても所在不明との回答であった。</p> <p>このことについて事務局に確認したところ、現在では使用する機会のない公印であり、まったく支障を来たしていなかったため、本監査を受けたことで、当該事実を認識したとのことであった。</p> <p>しかし、公印規程では、公印の取扱い等については「八王子市公印規則」を準用することとされており、その規定に基づき、公印台帳及び印影簿を作成し、定期的に確認していれば、このような事態には至らなかったものと考えられる。</p> <p>なお、公印の取扱いについては、平成24年度（2012年度）執行分及び平成25年度（2013年度）執行分定期監査において、市長部局及び教育委員会に対して不適正な管理状況を指摘するとともに、全庁的な適正管理の徹底を要望したところである。事務局は市長部局から独立した執行機関の補助組織とはいえ、監査報告の内容を十分に知り得る立場にありながら、情報共有が図れていなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>については、事務局においては、公印台帳及び印影簿を作成の上、当該台帳と公印との照合を定期的に行い、適切な公印の管理に努められたい。</p>
措置内容	<p>令和元年（2019年）8月20日、公印規程第4条で準用する八王子市公印規則第13条に基づき、公印台帳及び印影簿を作成した。</p> <p>また、令和元年（2019年）12月27日、公印規程を改正し、所在が確認できず、今後も使用する可能性のない別表1の3番に規定する公印を削除（廃止）した。</p>
措置時期	令和元年（2019年）8月20日及び同年12月27日
所管部課	公平委員会事務局

監査の種類	令和元年度（2019年度）財政援助団体等監査
指摘件名	障害者療育センター及び心身障害者福祉センターの指定管理料の精算について
指摘内容	<p>市が設置する障害者療育センター及び心身障害者福祉センター（以下「両センター」という。）の管理運営については、指定管理者制度を導入し、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間について、それぞれ社会福祉法人みずき福祉会及び社会福祉法人武蔵野会を指定管理者に指定している。</p> <p>両センターの管理運営に当たっては、基本協定及び年度協定を締結し、それぞれの指定管理者はこれらに基づき施設の管理運営業務を実施している。</p> <p>基本協定によれば、市が支払う指定管理料のうち、人件費、修繕費及び備品購入費については概算払いとし、年度終了後に精算することとされており、備品とは、予定価格5万円以上の物品と規定されている。</p> <p>そこで平成30年度（2018年度）の両センターの精算事務について確認したところ、備品購入費の中に予定価格5万円未満の消耗品も複数含まれていた。</p> <p>このことについて所管課に確認したところ、それぞれの指定管理者内部においては支出科目区分を消耗品を含め「消耗器具备品費」とし、指定管理者はその区分の支出済額のまま備品購入費として精算報告書に記載してきたが、そのことに気付かず精算していたとのことであった。</p> <p>しかしながら、備品の購入については、基本協定書で、購入前に書面により市と協議し、市の承認を受けなければならないと規定されていることから、所管課で備品購入実績を把握することは十分に可能であり、指定管理者が誤った金額で精算報告書を提出してきた場合には、所管課が当該誤謬を指摘し修正させる必要がある。</p> <p>については、所管課においては、備品購入費を含む精算を行う項目について、指定管理者から提出された精算報告書だけで確認するのではなく、根拠となる資料等との突合を行うなど適切な精算業務の執行を図られたい。</p>
措置内容	<p>本件の指摘内容について、指摘後速やかに備品と消耗品の取扱を指定管理者と共有するとともに、平成30年度までに誤って仕分けをしていた物品についての確認、整理（精算）を行った。</p> <p>令和元年度も同様に、調達した消耗品、備品が適正に処理されているかの確認を行い、当該年度中に整理を行った。</p> <p>また、令和2年度からの再発防止策として、予算・決算に関する書類をあらかじめ定め、精算対象となる項目及び金額を明記するとともに、毎年締結する各指定管理者との年度協定書においても同様に、精算項目と金額を明記することで、精算項目・非精算項目の混在を防ぐ対策を講じる。</p> <p>さらに、事業執行における確認として、修繕・備品購入それぞれの事務手続きフローを指定管理者と共有し、あわせて、報告書と根拠資料等（現地・現物を含む）を突合することで、執行から完了まで双方の確認が行える体制を整えた。</p>
措置時期	令和2年（2020年）8月
所管部課	福祉部 障害者福祉課

監査の種類	令和元年度（2019年度）行政監査
意見要望件名	優先して備える必要性が高い資器材の周知について（意見要望）
意見要望内容	<p>市は、発災初期において自主防災組織（以下「自主防」という。）に期待する役割として、初期消火活動、救出・救助活動、負傷者の手当・搬送の3つを優先順に挙げているところである。</p> <p>そこで、これら3つの活動に資する主な助成資器材の申請状況について確認したところ、次のような結果であった。</p> <p>平成28年度（2016年度）から30年度（2018年度）に組織化され新規の助成申請を行った自主防32団体を対象に見てみると、初期消火活動に要する資器材の申請は、スタンドパイプセットが4団体、消火器は2団体にとどまっていた。また、救出・救助活動に必要な資器材では、救出用具5点セットは8団体、投光器セットは5団体、油圧ジャッキは2団体、チェーンソーは1団体であった。さらに、負傷者の手当・搬送に必要な資器材では、組織用救急箱については17団体の申請があったものの、担架は9団体、組立式簡易ベッドにおいては申請がなく、上記3つの活動に必要と思われる資器材の申請が全くなかった団体が3団体あった。</p> <p>一方、平成17年度（2005年度）から30年度（2018年度）に既存団体として追加助成を受けた405団体では、スタンドパイプセットは99団体、消火器は77団体、チェーンソーは138団体、油圧ジャッキは111団体という申請状況であった。</p> <p>なお、スタンドパイプセットは、自主防における初期消火及び給水活動拡充のために平成26年度（2014年度）に助成資器材品目に加えられたものであるが、既存団体における申請は99団体であり全体に占める割合は、24.4%にとどまっていた。</p> <p>以上のことから、市が期待する役割について、及びその役割を果たす上で有用な資器材に関して、自主防では十分に認識されていないことが推認される。また、所管課において、被災地からの情報等を考慮し、適宜、品目の見直しを図っているなかで、追加品目の有効性が自主防に十分理解されていないことも懸念される。</p> <p>なお、消火器については、本助成制度以外でも地域配備がなされており、また、自主防の中には独自の財源を使って必要資器材を揃えている団体もあることから、発災時に有効な資器材が備えられているかどうかを、市への助成申請のみをもって判断することは困難である。しかし、助成資器材の範囲に限ってみれば、市が期待する役割に必要な資器材と自主防が実際に申請している資器材とに差があることから、期待される活動を担うに足りる十分な資器材が備わっているかどうかについては懸念が生じるところである。</p>

<p>意見要望内容</p>	<p>書面調査によれば、所管課では、各自主防が現に所有する資器材の実態を把握していないとのことである。加えて、団体ごとに必要とする資器材が異なるという理由から、自主防に対して、資器材に関する個別の情報提供や助言等は実施していないとの回答であった。これらのことから、所管課においては、自主防の活動が地域住民の善意と自主性に基づくものであることを踏まえ、助成資器材の申請品目選定においては、自主防の意向を最優先とする姿勢が窺える。</p> <p>さらに、所管課が発行している自主防災組織ハンドブック（第3版）には、既存の自主防が抱える継続的な活動等に関する課題の解決策や新たな自主防を立ち上げる際の参考事項が記載され、自主防が担う役割全般や各々の役割に必要な資器材が例示されているものの、市の期待が特に高い活動、備えとして優先度の高い資器材、若しくは必ず備えて欲しい資器材に関する基準等は示されていないところである。</p> <p>しかし、自主防の活動については、それぞれの自主性を尊重しつつも、資器材の備蓄に関しては、市が期待する役割を理解し、優先して揃えるべき品目を把握し、発災時にその役割を担うための資器材を初期の段階で確実に備えてもらうことが肝要である。</p> <p>今回の監査においては、5団体の自主防が管理する防災倉庫の現地調査を行ったところだが、結成から年数が経過した団体からは、「今までは、自分達が必要を感じる助成資器材を申請していたが、所有する資器材が増えたことにより、現在は、倉庫の空き容量に収納できる助成資器材を選ばざるを得ない状況にある。」といった声も聞かれた。また、防災倉庫に多くの資器材が収納されており、新たな資器材を収納する空間がほとんど見当たらないといった状況の団体も見受けられた。</p> <p>そのため、各自主防が引き続き資器材の助成を受けるためには、所有する防災倉庫の限られた保管スペースの有効活用は大きな課題となることから、備蓄する資器材の優先度についての情報は不可欠である。</p> <p>については、自主防が助成資器材品目を選定する上で参考となるよう、備えるべき優先度の高い必要資器材の品目を整理して、周知することを検討されたい。</p>
---------------	--

<p>措 置 内 容</p>	<p>(1) 本市では、既存の自主防災組織が抱えている課題への解決策や新たに自主防災組織を立ち上げる際の参考となるよう自主防災組織ハンドブックを発行しており、このたび令和3年（2021年）3月付で新たに自主防災組織ハンドブック（第4版）（以下、「ハンドブック」という。）を発行し、市内の自主防災組織の444団体に配布したところである。</p> <p>その中で、自主防災組織が災害活動のために準備すべき資器材の見直しを図りハンドブックに掲載した。今回の改訂では、感染症予防対策として応急救護資器材に使い捨て手袋を追加し、さらに生活用資器材にマスク、体温計及び石けんを追加し例示したところである。</p> <p>また、最近の災害では大規模・長期の停電が発生し、情報連絡ができずに応急対策の支障となったり、多くの方がスマートフォンによる情報収集ができない事態も発生したことから、新たな資器材として充電器を追加した。今後も引き続き自主防災組織活動報告書等を活用し、自主防災組織が必要としている資器材の情報収集に努めるとともに、2年毎に改訂するハンドブックの中で、適宜、昨今の災害状況を分析し資器材の見直しを図っていくこととする。</p> <p>(2) 自主防災組織が助成資器材を選定する上で参考となるよう、今回のハンドブックの改訂に合わせて、地域特性に応じた防災訓練の例示を追加した。これは自分たちが住んでいる地域にどのような特性があり、想定される災害に対してどのような訓練を実施する必要があるかを示したものである。</p> <p>それぞれの自主防災組織の活動について自主性を尊重しつつも、本例示を参考に自分たちの地域特性を認識してもらい、優先して配備する資器材選定の検討資料として周知を図ったところである。</p> <p>(3) 震災時の発災初期の活動においては、特に初期消火活動が重要であり、市としても自主防災組織に期待する優先度の高い役割としている。これを踏まえ、本市では毎年実施している防災指導員育成研修会において、備えるべき重要度の高い資器材の一つであるスタンドパイプを活用した実技を訓練項目に取り入れ、重要性を周知している。特に防災指導員育成研修会では、八王子消防署に訓練指導の協力依頼を行い、地域防災指導員の指導により実践的な訓練を実施したところである。また、新規に結成する自主防災組織に対し、結成時の手続きと合わせて資器材の情報提供を行っている。</p>
<p>措 置 時 期</p>	<p>令和3年（2021年）12月</p>
<p>所 管 部 課</p>	<p>生活安全部 防災課</p>

監査の種類	令和元年度（2019年度）行政監査
意見要望件名	助成資器材の保管に関する情報提供について（意見要望）
意見要望内容	<p>所管課は、助成資器材は自主防に帰属するとして、交付に際して、保守・管理については自主防が行うことと通知しているところであり、各団体が行う資器材の点検等の実施状況については、毎年度提出される自主防災組織活動報告書（以下「活動報告書」という。）により確認することが可能となっている。</p> <p>そこで、助成資器材の保守及び管理の状況について確認したところ、次のような結果であった。</p> <p>(1) 賞味期限等がある資器材の管理状況について</p> <p>助成資器材には、アルファ化米、保存水、ガソリンの缶詰など、賞味期限や品質保証期間等が設けられているものも含まれている。そこで、アルファ化米の管理の把握状況等について確認したところ、所管課では、自主防における定期的な入替に関する調査は実施しておらず、長期間アルファ化米の申請がない自主防の把握も行っていないとのことで、市が備蓄するアルファ化米等を訓練用に配付する際に、各団体が保有する備蓄非常食の期限の確認を促すにとどまっているとのことであった。</p> <p>なお、本助成制度により平成25年度（2013年度）以前にアルファ化米の交付を受け、既に賞味期限等を経過した可能性がある108団体のうち、賞味期限等が経過する前にアルファ化米の助成申請をし、入替を実施したと思われる自主防は57団体であった。</p> <p>加えて、上記108団体のうち、訓練用の備蓄非常食の配付を受けた際に、期限確認の指導を受けた自主防の数は、平成29年度（2017年度）は21団体、平成30年度（2018年度）は25団体と、交付を受けた団体の25%を下回っており、市が期限の確認を促している団体は極めて少数であると言える。</p> <p>また、現地調査で賞味期限等がある資器材の管理方法を確認したところ、在庫数については管理票により定期的に確認されていたものの、管理票内に賞味期限等の記入欄を設けて管理している団体は1団体のみであった。さらに、実際に賞味期限等を経過したアルファ化米を廃棄できずに保管している団体も見受けられた。</p> <p>以上のことから、市から一定の情報提供は行われているものの、賞味期限等を含めた適切な管理方法について、十分に認識されているとは言い難い状況にある。</p> <p>(2) 助成資器材の点検等実施状況について</p> <p>所管課が行っている助成資器材の点検方法等に関する情報提供は、発電機についてのみ、交付時や問い合わせを受けた際に定期的な作動確認の必要性や燃料の補充等について周知を図っているとのことである。</p> <p>今回の調査では、助成資器材のうち定期的な点検を要すると考えられる資器材について、自主防における作動確認の実施状況を確認した。</p>

<p>意見要望内容</p>	<p>その結果、現地調査では、情報提供が行われている発電機については、全ての団体で作動確認が実施されていることを確認したが、情報提供がない投光器及びチェーンソーについての作動確認は、団体により実施状況が異なっていた。</p> <p>これらの状況から、情報提供が行われていない資器材については、点検等の実施の判断が各自主防に委ねられており、定期的な点検の実施に結びついていないものと考えられる。</p> <p>(3) 資器材の収納状況について</p> <p>防災倉庫内の資器材の収納状況については、現地調査において、重量あるいは体積等に応じた配置などに工夫が見られたところである。その一方、自主防が行う防災訓練等での使用頻度が高いかまどや発電機が前面に配置され、発災初期での使用が見込まれる投光器等は倉庫の奥まった位置に配置されている状況も確認した。長期間使用がない資器材について、万一の発災の際に十分な活用が図られないことも懸念される。</p> <p>自主防の自主性を尊重することは、災害対策における「共助」の充実強化に資するものと考えるが、市が助成した備蓄非常食の賞味期限等に関する認識が十分でないことや点検等の不実施などにより、発災時にそれぞれの助成資器材が持つ役割を達成できない可能性も否定できない。そのため、助成資器材を発災時に確実かつ有効に使用可能な状態で保管するためには、管理の全てを自主防の主体性に委任するのではなく、市も連携を図る必要があると考える。</p> <p>については、市から団体に対して、資器材の保管や管理方法に関する積極的な情報提供や助言を行われたい。</p>
<p>措置内容</p>	<p>(1) 本市では、既存の自主防災組織が抱えている課題への解決策や新たに自主防災組織を立ち上げる際の参考となるよう自主防災組織ハンドブックを発行しており、このたび令和3年（2021年）3月付で新たに自主防災組織ハンドブック（第4版）（以下、「ハンドブック」という。）を発行し、市内の自主防災組織の444団体に配布したところである。</p> <p>その中で資器材の適正管理に関する事項ページを新設し、定期的な資器材の点検要領を周知した。特に備蓄品の賞味期限及び品質保証期限等の点検は重要なことから、ハンドブックの資料編において、新たに防災倉庫備蓄一覧表を追加し、その中に使用期限、賞味期限及び廃棄日等を記入できる項目を作成した。さらに市内の自主防災組織がフレキシブルに加工し活用できるよう、本防災倉庫備蓄一覧表を市ホームページに掲示した。</p> <p>また、防災倉庫内の収納状況を誰が見てもわかるよう配置図の作成を促すとともに、新たに防災倉庫内のレイアウト例をハンドブックに掲載した。</p> <p>さらに、令和4年度（2022年度）から資器材助成交付申請書（資器材助成交付決定通知書）を送付する際、消費期限、品質保証期限がある物資の適正管理及び有効活用を促す文書を同封し、期限切れによる廃棄を減らし、また事故防止に努めることとする。</p>

<p>措置内容</p>	<p>(2) 本市では、八王子消防署と共催で地域防災の中核を担う「防災指導員」の育成を目的として、毎年度、防災に関する知識及び実践的な技術を身に付ける「防災指導員育成研修会」（以下、「研修会」という）を実施している。令和2年度（2020年度）の研修会では、定期的な点検が必要とされるチェーンソーについて、新たに実技訓練のカリキュラムの中に盛り込んだ。その中で八王子消防署の指導により、チェーンソーの動作確認や取扱い要領の訓練を実施し、さらに定期的な保守点検要領や管理方法についても、本研修会で指導したところである。</p> <p>また、令和3年度（2021年度）の研修会では助成資器材における取扱い要領や管理方法についても座学教養を実施している。</p> <p>(3) 八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、市内の自主防災組織は自主防災組織活動計画書（以下、「計画書」という。）及び自主防災組織活動報告書（以下、「報告書」という。）を年に一度、市長に提出することになっている。その計画書の中で資器材点検の重要性を呼びかけ、年に一度は資器材の状態確認を実施するよう周知した。</p> <p>また、資器材の管理状況の基礎資料とするため、点検を実施した資器材及び点検の可否について報告書に記載できるよう様式を変更した。引き続き資器材に関する情報提供や助言のために、自主防災組織の資器材の管理方法について情報収集を図っていく。</p> <p>(4) 本市では要綱に基づき、自主防災組織が防災活動を行うに当たり必要な資器材を助成しており、申請団体に対しては現物支給としている。資器材の引き渡し時において、資器材の取扱いや保守点検の必要性について周知するとともに、消費期限等の管理方法の重要性についても広く啓発したところである。</p> <p>(5) 今回の行政監査の結果を市内で多くの自主防災組織が会員になっている八王子市自主防災団体連絡協議会（以下、「協議会」という。）に情報提供を行い、市の啓発する防災倉庫の適正管理について、協議会で発行している季刊誌「協議会だより第46号」による普及啓発の推進協力を依頼した。</p> <p>また、市内自主防災組織の寄稿文を掲載している同号の自主防八王子ネットにおいて、実際に市内の町会で実施された資器材点検の取組事例を掲載し、周知してもらったところである。</p>
<p>措置時期</p>	<p>令和3年（2021年）12月</p>
<p>所管部課</p>	<p>生活安全部 防災課</p>